

農林課・農業委員会よりお知らせ

農業振興地域整備計画の変更 農振除外の申出を受付

農用地区域からの除外申出の受付を開始します。農用地区域の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きを行う前に、農用地区域から除外する必要があります。

ただし、農用地区域からの除外を申請しても、転用目的・申請地・所有地等の状況によっては農用地区域から除外できない場合があります。

また、農振除外後、早期の転用が確実で、転用目的が明確であるものが対象となります。(具体性に欠ける案件は対象外です。)

■相談期間

11月1日(木)～9日(金)

■受付期間(期日厳守)

11月12日(月)～30日(金)

■申出方法

農林課窓口・市ホームページにある申出書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、農林課 農林振興担当に提出してください。

http://www.city.nirasaki.lg.jp/art307

■除外要件

次の5つの要件を全て満たすものに限り受付します。

①農用地区域(申出地)以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。

②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

③担い手農業者等に対し、大規模な除外により、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。

④農用地区域内の農業用排水施設の分断や、排水の阻害等、農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

⑤国の直轄又は補助による土地改良事業、又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過した土地であること。
※除外申出地が農用地区域から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度、農用地区域へ編入

することとなります。

なお、過去に農振除外した農地を事業計画の変更等により、引き続き農地として管理していくこととした場合には、農用地区域への編入を申し出ることができません。

■除外となるまでの期間

除外が決定されるまでに要する手続きは、相当の期間を要します。事業計画を検討する際にはご注意ください。

「人・農地プラン」を作成します

市では「人・農地プラン」を作成します。「人・農地プラン」とは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

地域や集落における話し合

いによって、今後の中心となる農業者へどうやって農地を集めていくかなど、将来の地域農業のあり方などを決めます。

プランに位置付けられると、「新規就農者への支援」「スーパー」資金の当初5年間無利子化(認定農業者)といった支援を受けることができます。

新規就農者と認定農業者については、既に意向調査を行いました。今後、認定農業者として、経営規模拡大を検討している方や新規に就農を検討している方は、ご連絡ください。

■お問い合わせ

農林課農林振興担当
(内線224)

農地パトロールを実施します

農業委員会では遊休農地や違反転用の実態把握と防止対策、農地の利用状況調査などを目的に、11月より農地パトロールを実施します。つきましては、農地に農業委員及び市役所職員が立ち入らせていただく場合がありますのでご理解をお願いします。

耕作放棄した農地は病害虫の発生や交通事故の原因にもなり、近隣の農地や住民に大変な迷惑がかかります。農地をお持ちの方は、よりよい耕作・生活環境を保つために農地を適正に管理しましょう。

■お問い合わせ

農業委員会事務局
(内線226)

ごみの出し方を再確認!

最近、指定ごみ袋で出さなかったり、分別されていないごみ袋が出されているステーションが多くみられます。ごみの出し方を再度確認し、ごみの減量にご協力をお願いいたします。

生ごみはよく水を切ってから!

《水分が多いものは、効率的に処理ができないため、よく水切りをして出すようにしてください。》

可燃・不燃ごみは、市指定のごみ袋で!

《段ボールや指定以外の袋で出している方は、市指定のごみ袋で出してください。》

資源リサイクル品は分別して!

《アルミ缶やペットボトルなどの資源リサイクルできるものは、分別して各地区または拠点リサイクル会場へ出してください。》

詳しくは、各戸配付した「平成24年度ごみ・資源物収集日程表」やごみ分別マニュアルをご覧ください。

■お問い合わせ

市民課環境政策担当
(内線131・132)